

FIATにおける労使関係について (8)

—— FIOM指導部の交替から、第1次大戦終了時までの
FIOMの動向——

河 野 穰

前稿「FIATにおける労使関係(7)」では、組織の実際上の運営・指導にあたってきた書記が1907年から09年にかけて、あいついでFIOMを離脱したことをのべた。この離脱は、路線上の抗争にもとづくものではなかったにしても、FIOMにとって組織的危機の極点を意味するものであった。ヴェルツィ、ロツィらに替って指導の中心の位置についたブオツィらのもとでのFIOMの組織、政策をめぐる推移を第1次大戦終了時まで考察することが本稿の課題である。

〔 I 〕

1901年に設立されたFIOMの組織人員がそのごの10年間にいちじるしい変動をみせたことは、すでにこれまでの稿で明らかにしてきたことである。1903年の第2回大会で30,000人を数えた組合員は04年に4,000人におち、07年の第3回大会では24,000人にまで回復するものの、これが同年末には半減し、08年には数千人、ブオツィらへの交替のおこなわれた09年は実質的に数百人にまで減少する。とくにリグリアには一支部すら存在しなくなり、革命的サンディカリストとの争いが熾烈をきわめたロンバルディアにおいても組織力の低下はいちじるしいものがあつた。このような状況を継承したブオツィら新しい指導者は「いたるところで走った。おそらく走りすぎた。」1909年7月25日から10年11月半ばまで15カ月間に「中央委員会のメンバーがミラノ（本部がおかれている—引用者）外ですごした日は300日をこえた」⁽¹⁾のである。かかる努力をへてFIOMは退潮傾向に歯止めをかけ、1910年7,000人、11年8,000人、12年9,387人、13年10,638人と、組織はごくゆるやかな回復過程をたどる。⁽³⁾

しかしこれまでの稿で FIOM 弱体化の一要因としてトレースしてきた革命的サンディカリストとの対立・抗争はいぜんとして継続している。この時期のイタリア労働者運動における改良派と革命的サンディカリストとの対立については「FIAT における労使関係について(6)」「同(7)」で検討したが、本稿が考察している時期についてこれを想起すれば、1908 年から 10 年にかけて革命的サンディカリストの高揚は後退するものの、11 年のリビア戦争にともなって労働者運動の基軸が左へ移行、この年から 13 年にかけて革命的サンディカリズムの復活がみられて 11 年 12 月直接行動委員会、12 年 11 月 USI が設立されている。

この時期金属機械産業において革命的サンディカリストが関与して FIOM とはげしく対立した代表的なストライキ、したがってまた「FIOM のリーダーシップにひびをいれた」⁽⁴⁾ストライキは、ピオンビーノ—エルバ製鉄—鉱山、トリノ自動車産業のストライキであり、また 1912 年 12 月の FIOM 臨時大会は、指導委員会がミラノ仕上工・旋盤工支部を除名した措置を論議・確認している。

ピオンビーノ—エルバ製鉄—鉱山における紛争は 1911 年 6 月から 11 月まで 5 カ月と 4 日間つづいたものだが、FIOM はこの紛争での直接の当事者ではない。紛争は 6 月 29 日にはじまっている。契機は、それ以前に解雇された 2 人の労働者をめぐっておこなわれていた交渉がこの日に決裂、ポルトフェッライオの高炉。鋳物部門に属するひとつの班がストライキを宣言したことにある。このストライキが高炉、製鋼場の従業員、鉱石つみこみの従業員に拡大し、鉱山側のロックアウトをひきおこしたのである。

FIOM はピオンビーノ—エルバでの運動にひじょうに慎重であって、基本的には一貫して留保の態度をとりつづけた。その理由は、会社側に作業場の秩序・管理を強化する攻勢の準備がととのっていることを以前から FIOM がキャッチし、これをピオンビーノに警告していたこと、また紛争の一部については要求を正当と考えるものの、主たる部分で労働者側が問題にしている件があまりにもささいであるということにある。

FIOM は 1910 年 12 月 9 日、闘いがはじまる 6 カ月以上も前に、ピオンビーノのニコリーニにつぎのように書簡をおくっている。

「ピオンビーノ高炉会社は、おそらく労働者に教訓をあたえるために、工場の

全面的な閉鎖を考えているということを、数日前偶然にきいた。ピオンビーノではなにも知られていないのだろうか。」

はじまったストライキについても「鋳物部門の従業員の…すすんだ要求を正当なものとして承認したいと思うし、暑い時期における製鉄工場の作業がたいへん苦しく、困難なものであることも承認したいと思う。したがって直接関係する班および高炉の他の従業員のストライキを正当と考える。しかしその他については、そう考えない。……もっとも重大な誤りは——おそらく敗北の最大の原因であろう——7月8日に宣言されたピオンビーノのストライキであった。」

その理由はすでにのべたようにピオンビーノで企業側の秩序・管理強化の準備がととのっていたことと、ストライキにはいった理由がふたつのシリンダーが連続して故障し、その交換のさいの仕事の休止に由来するわずかに22リラに減るものだったからである。したがってFIOMは

「ストライキは高炉に限定すべきであった。部分的なストライキはおなじ期間つづいただろう。しかしそのごポルトフェッライオとピオンビーノで銑鉄とリンゴットの不足があらわれ、会社は全面的なロックアウトにすすむ前に2度(8)にわたって配慮をしたはずである。」という判断をとりつづけた。

もちろん、FIOMの指導部がストライキにたいし慎重な態度をとっているのはなにもこのケースにかぎらず、これまでの稿でもふれ、またのちにIIでふれるように、ストライキ基金に比較してあまりにも頻発するストライキがFIOMの組織そのものをゆるがしているという認識にたつたのである。ストライキの把えかたについてはFIOMと革命的サンディカリストのあいだに基本的な相違があることはこれまでくりかえしのべてきた。また組織と自然発生性についても評価が大きく異なる。いま考察している紛争についてピオンビーノのカーメラ・デル・ラヴォーロは、「ストライキは知らぬうちに、というよりカーメラ・デル・ラヴォーロの考えに反して宣言された」としているが、「組織者と組織は、非組合員であつてもつねに大衆にしたがわねばならない」と説いてきた革命的サンディカリストは全力をあげてストライキを支援する。組織と自然発生性についてのFIOMの認識は「このような宣伝によっては、おそらく一時的の反乱はおこなわれようが、しかしけっして階級意識はつくられない、一時的

に何千人という組織がつくられるだろうが、そのご幻想をいただき、また酔いしれて破局にむかう。大衆の階級意識は暴力的なストライキにおいてより、……忍耐づよい、啓発的な、そして規律ある活動によって発展し、示される⁽¹⁰⁾というものである。

実際に紛争が燃えているさいには若干の躊躇も他グループからのよい攻撃の対象になることは昔も今も変りがない。ゾッキはこう非難する。

「ピオンビーノのストライキ……， そうだ、われわれがそれを組織したのだ。しかし諸君と FIOM がそれを裏切ったのだ。同志たちのパンが労働組合にあたえられるのを妨害するため、諸君はどのように通達をだしたか！⁽¹¹⁾」

また11月7日、ピオンビーノのカメラ・デル・ラヴォーロはストライキの終結を宣言するが、その集会において「5カ月4日間の抵抗ののち、抵抗に必要な資金が欠除していたために、また、公言されている原則からして当然、最高の。そして一層ねばりづよい意識と忠実さを示すべきであった人々の裏切に脅やかされたために力つき」と CGL 等を攻撃し、逆に「直接行動委員会に、闘いの時期に兄弟のように連帯していた各カメラ・デル・ラヴォーロ、とくにバルマ・ポローニヤ、ミランドラ、ローマ、アンコーナのカメラ・デル・ラヴォーロに、新聞 Ragione, L'Internazionale, Il Libertario に、また製鉄の労働者の権利をねばりづよく擁護したその他多くの政治的・労働者刊行物に、あいさつをおくる⁽¹²⁾」と革命的サンディカリスト系組織・機関紙を讀んでいる。

もとより FIOM にも言い分がある。FIOM は闘いが生ずるとまず20日間絶対的な留保を保った。ついでブオツィを現地調査に派遣し、その報告にしたがって FIOM は各支部が援助するのは自由であると決定している。8月初め、FIOM は通達を発して、エルバとピオンビーノの闘いは、そこに参加している労働者の数からしても、また会社の態度からしても、FIOM 組合員が援助するに値するとつたえ、またあつめた援助金は直接ピオンビーノに送付するよう、つけくわえている。形式的にではなくとも実質的に、FIOM 各支部にたいして非組合員のためにカンパをおこなうようすすめたといえよう。またつぎのような事実もある。9月15日、トッレの支部から電報が FIOM に届いた。『ピオンビーノ発のリンゴットをつんだ運搬船のつみおろしを阻止する』。FIOM はすぐに電報でこ

たえる。『リンゴットのつみおろしの阻止をみとめる』。運搬船は着いたときとおなじ状態⁽¹³⁾でいずこかへでていったという。

それにもかかわらずこの紛争において FIOM は受身でありつづけ、組織は少なからず影響をうけた。1912年の臨時大会における報告でブオッツィは「ピオンビーノとトリノのストライキのうちに、反 FIOM 主義者がわが FIOM におこなった激しいキャンペーンがある。信用できないこのキャンペーンは、実際のところ、われわれからどの支部をも失なわせなかった。しかしわれわれが識られていない地区で、われわれにたいする鋭い不信をつくりだした。」⁽¹⁴⁾とのべ、またコロンビーノもおなじような発言をおこなっている。

「ピオンビーノのストライキはわれわれの支部から多くのエネルギーを吸いつくし、そのかわりにあらゆる種類の非難をわれわれにあげせた。……われわれのエネルギーは終りのない行動とストライキに配慮することであまりにも破壊⁽¹⁵⁾されてしまった。われわれは本当に効果的な闘いにとりくむことができない。」⁽¹⁵⁾ 1911年末から12年3月までつづいたトリノ自動車産業部門の紛争においては、自動車企業家協会と FIOM の合意に労働者たちが反乱をおこし（革命的サンディカリストの支援と指導がある）、FIOM は企業家協会にはほぼ全面的に敗北するかたちで紛争を終息する。この間の経過についてはすでに「FIAT における労使関係について⁽¹⁶⁾(2)」で詳細にトレースしているので、ここではふれない。なおこの部門では1年ごの1913年春にもういちど紛争が生じている。

トリノ自動車産業のふたつの紛争にはさまれた1912年9月に、ミラノ仕上工・旋盤工支部の FIOM からの除名が生じている。同年12月に開催された臨時大会におけるブオッツィの説明から、同支部を除名するにいたった経過をみておこう。⁽¹⁷⁾ ブオッツィによると、ミラノの仕上工・旋盤工支部は、1908年いらい革命的サンディカリストが掌握している。そしてこの支部はこの時から FIOM 加盟費を規則正しく払っていない。規約は3カ月遅れたものについて除名を承認しているのだが、1909年末の遅れは約10カ月に達している。FIOM 中央は1910年に10幾回とさいそくをおこなっているが効果がなかった。この催促状のいくつかには、さきに、ピオンビーノの紛争について FIOM の非難者の一例としてあげ、当時は FIOM の職員であったバックキーも署名し、仕上工・旋盤工

支部の指導者を狂気のさたと厳しく批判している。バックキーは後述するようにこの大会ではミラノの同支部の立場から発言することを要求している。FIOMと支部の話し合いの結果、FIOMは1,000リラをこす借金のうち300リラ以上の割引をすると譲歩し、支部は10月21日、毎月50リラを支払うと約束をする。1910年11月のフィレンツェ大会では、資格審査委員会からFIOM本部があまりにも柔軟すぎると非難され、「支部は可能なかぎり短期間に、かつ、どんな場合も毎月50リラを下まわらない額で遅滞金を支払うことを義務とする⁽¹⁸⁾」というバックキーが書いた声明に署名をしたあとで、支部の代表権を認めた。義務はまもられなかったという。支部は2カ月たってから、1月11日に50リラを送ってきた。それから10カ月なにもない。FIOMはくりかえし催促したがこの催促にも答えはない。いくたびも交渉をくりかえしたのち、11月22日FIOMは1911年のさいしょの10カ月の組合費と1910年の借金のうち350リラを割引して支部の再登録をうけいれることをきめ、さらに組合員を第1カテゴリーでなく。第2カテゴリーに登録することにも譲歩し（組合費のランクわけについては後述する）、宣伝支出のための1人あたり月額10チェンテージモの納入についても譲歩した。このような譲歩をしたうえで、支部の集会在毎月の組合費の他に、毎月の分割払いで遅延金をうめるという約束をし、FIOMはこれをうけいれたわけである。この約束は3回めのものだったが、いつものように催促がなされたにもかかわらず、まもられなかった。

ミラノの仕上工・旋盤工支部のFIOM中央への反抗は組合費の滞納だけでなく、さきに言及したトリノの自動車産業のストライキをめぐってもみられる。トリノの自動車労働者のストライキ中CGLがよびかけた連帯のアピールにたいし、支部は2月10日、評議員会で投票した決議を回答としてつたえているがその決議はFIOMの代表1名がミラノにやってくる、トリノの非組合員の代表と論争をおこなうよう要求していた。FIOMはこの提案をうけいれ、論争をおこなうために代表をミラノへ派遣している。この論争のあと、支部はカンバをおこなうことをきめるのだが、このカンバをFIOMと、FIOMの対立者にわけることを決定している。FIOMにもカンバをむけるとしてはいるものの、「トリノ、その他の市の仲間に、FIOMをかくとくし、FIOMに真の階級闘争の方向を強要

するため、FIOM に加入するようにすすめた⁽¹⁹⁾ことは、明確に FIOM の対立者の側にあることを示しているといえよう。

組合費の納入問題にもどろう。支部は5月20日に200リラを送ってきたが、それからはなにもない。8月1日 FIOM 指導委員会は代表をミラノ支部の評議員会におくったが、代表は愚弄されたとブオッツィは怒っている。支部の書記と会計係はわずかの金しかないことをみせ、明日は確実に500リラを送ることを約束した。この翌日というのはいまだにやってこない。トッレ・アンヌンツィアータのストライキ宣言があったとき、9月7日 FIOM は緊急の通達を全支部に送り、ストライキという必要に対処できるように組合費を払いこむことを求める。ミラノの仕上工・旋盤工支部はこのばあいにも回答をしなかった。……9月28日、通達を送ってから20日後、FIOM 指導委員会は支部の除名を決定したのである。

支部がこの除名に抗議をしてきたとき FIOM はミラノのカーメラ・デル・ラヴォーロ、また CGL に訴えるよう回答しているが、これへの答えはなかったという。以上がミラノの仕上工・旋盤工支部を除名するにいたった FIOM の側の説明であるが、1912年の臨時大会の冒頭でこの問題をめぐってひとさわぎがおきている。つまり同支部の代表、バッキーとミラーニは、大会が始まる前に議長席につきのような書面の声明文を提出したのである。

「尊敬する FIOM の大会議長殿

1912年10月1日の書簡をもって FIOM の指導委員会はミラノの仕上工・旋盤工支部を FIOM の名簿から削除した。かかる処置にたいして、支部の集会は大会に提訴することを決定し、書記 D.バッキー、評議員 E.ミラーニに理由を説明することを委ねた。⁽²⁰⁾
敬具」

大会代議員の多くは支部がすでに除名になっているのだから2人の発言は許されないとし、ミラーニは「規約は、除名された支部は CGL に提訴すべきだとは⁽²¹⁾いっていない。大会が決定すべきなのである」と主張、グリッテイ、ポルタもミラノ支部の意見をきいてやってもいいのではないかと発言したが、大会は中央委員会の活動を承認した。ただしあまりにも忍耐しすぎたという批判もあったという。こうして1912年の「アレッサンドリア臨時大会は、サンディカ

リストとの完全な分裂を意味した。大会はミラノの仕上工・旋盤工支部を追放した。形の上では上納費の遅れを原因とする追放であるが、この支部はFIOM内におけるサンディカリストの加入戦術の手段だった⁽²²⁾のである。

ミラノの仕上工・旋盤工支部を除名した直後からFIOMは失地回復のために自動車産業における要求書づくりにとりかかり、翌13年3月からトリノで新たな紛争がはじまる。このストライキも93日間つづくのだが、この紛争ではFIOMが終始指導権を掌握して革命的サンディカリストの介入を許さず、前年の敗北よりもすすんだ内容の合意をかくとくして紛争に結着をつける。そしてこの紛争の指導こそFIOMが上昇の経路をとるか、下降の経路をとるかの決定的な時点であり、「この紛争においてFIOMはサンディカリストとの競争を克服⁽²³⁾」、以後第1次大戦下の産業動員委員会においてFIOMのになった役割により指導力をますますつよめることになるのである。1916年の全国集会における報告には、各地の改善された組織状況が要旨つぎのように報告されている。

FIOM本部は1911年の初めにミラノからトリノへ移したが、トリノの強力、かつ勇敢な支部がこれをうけいれ、支えた。ピエモンテの州宣伝委員会の活動も、FIOMの指導委員会とトリノ支部の協力をえて展開され、よい結果をもたらしている。

ロンバルディアにおける激烈な論争と抗争は大衆のあいだに不信をもたらし、FIOMも大きな被害をうけたが、USIが強力な組織として定着したわけではない。USIは非組合員による大きな闘争をいくつか試みたが、騒々しいだけに終り、逆にわれわれの運動は活発に再開し、組合員もおよそ5,000人になっている。

リグリアではきわめて重要な闘いに勝利し、支部を設立することに成功、州委員会も活発に機能しはじめている。しかしジェノヴァ、サンピエールダレーナ、コルニリアーノなどもっとも重要な工業中心地ではなお抗争ははげしく、中心部分はFIOM外にある。

エミリアでは努力はつづけられているが、成果はなお大きいとはいえない。レッジョ・エミリア、フォルリーにはつよい支部があるが、工業が十分に発達しているポーニアでは金属労働者の組織はやっと生きているにすぎず、他の

市には組織はない。⁽²⁴⁾

FIOM 全体の組合員も 1913 年 10,638 人, 14 年 11,471 人, 15 年 13,800 人, 16 年 17,000⁽²⁵⁾ 人と漸次回復をつづけている。

〔II〕

FIOM の内部構造にかんするいくつかの問題にうつろう。

〔中央抵抗金庫および組合費〕抵抗金庫を中央へ集中するという創立大会以来的の問題はいぜん FIOM にとって重要な課題である。1907 年の第 III 回大会における結論は、中央抵抗金庫についての「基本的な考えを承認し、09 年 1 月 1 日から適用する案を中央委員会が作成せよ⁽²⁶⁾」というものであった。1909 年はじめの Metallurgico では単一運営を開始するという指導委員会の通知が発表されており、ここに抵抗金庫の集中もふくまれるかいなか必ずしも明確ではないが、この単一運営を発足させるための準備がただでさえ苦しい FIOM の財政を悪化させたことは、指導部が交替する一連の会議のなかでいくたびも説明されていたところである。組織力の低下、書記の離脱のなかで、単一運営、抵抗金庫の集中は当然のことながらふりだしにもどる。

したがって 1910 年の大会においても、また 12 年の臨時大会においても、中央抵抗金庫の形成およびこれに関連した組合費の問題は中心的な論議の対象であった。ただし参戦——産業動員体制下の大会ではストライキが禁止されていることもあって、この問題をめぐってはほとんど重要な論議はおこなわれていない。また単一規約、単一運営の問題は以後は脇へおかれることになる。FIOM 中央抵抗金庫を設立すべきか否かについての論議の内容はこれまでの稿でみてきたところと同一であって、ここであらためてトレースする必要はないだろう。1910 年の大会では報告と議論のあとブオッツィは「FIOM ストライキ準備金庫の形成を必要とみなすか、みなさないかを…決定するよう提案する⁽²⁷⁾」とし、この提案をめぐってベルテローの決議とバッレリーニの決議が提出される。ベルテローの決議は「大会は、ブオッツィの考えかたを理解し、報告をきき、大筋として FIOM 抵抗金庫をそくざに形成することを承認し、規約の各条ごとの討議⁽²⁸⁾にうつる」

とブオツィ提案を支持するものであるのたいして、パッレリーニの決議は、抵抗金庫の集中化は未成熟であり、FIOMに損害をあたえる可能性があるので、つぎの大会で最終的に採用できるようにする、とブオツィ提案に反対するものである。⁽²⁹⁾

投票の結果はベルテローの決議が4,225票、パッレリーニの決議が1,562票、棄権⁽³⁰⁾175票で、ブオツィ提案を支持するベルテローの決議が圧倒的な多数をえた。

中央抵抗金庫の形成という問題は結局のところ組合費の問題であって、同金庫を形成し、これを充実するということはFIOM上納金を増額することである。この点について指導部は上納費をふたつのカテゴリーにわたる格差上納費を提案する。

①支部は自己の組合員を、第2カテゴリー、第1カテゴリーにわけ、それぞれ週20または30チェンテージモを納入させる。②支部からFIOMに上納すべき組合費は、第2カテゴリー、第1カテゴリーの労働者については、それぞれ月額55、70チェンテージモにする。うち30チェンテージモはFIOMの運営と旅する組合員にむけ、のこりの25または40チェンテージモを抵抗金庫にむける⁽³¹⁾というのが、その内容である。ブオツィの提案にたいして大会でだされた意見は、2段階にわたるFIOM中央への上納金をブオツィの提案よりひきさげるべきだとする見解、格差を2段階でなく3段階、さらに4段階にするようにとの見解である。また単一組合費をつづけるようにとの意見もある。

さきにのべたブオツィの提案はFIOM中央への上納金を月額55、70チェンテージモとするというものであったが、マッディはこれを35、55チェンテージモへ⁽³²⁾圧縮するよう主張、ブエッローニの主張はブオツィの55、70チェンテージモに、自分の組織の状況から判断して第3ランクとして40チェンテージモをつけくわえようとするものであり⁽³³⁾、ダラゴーナは見習工の組織化を可能にするためと、ブエッローニとはちがった理由づけから、40チェンテージモを最低とし、50、60、70、4段階の格差上納金を提案した。⁽³⁴⁾

ブオツィもダラゴーナという大物(のちのCGL書記長)の意見をとりにいれる姿勢をしめし「ダラゴーナに同意して、見習工問題の重要性を考慮し、第3カテゴリーをおくことをうけいれる。第3カテゴリーには、1日に2リラ以下

しか稼得できない労働者が属し、この労働者には旅する組合員のための分担金が免除される。第1カテゴリーに登録される最低賃金の限界を3リラから3.50リラにする。上納金をつぎのよう定める。

1日に3.50リラ以上を稼得する第1カテゴリーの労働者	0.70 リラ
1日に2.00リラから3.50リラを稼得する第2カテゴリーの労働者	0.55 ⁽³⁵⁾
1日に2.00リラ以下を稼得する第3カテゴリーの労働者	0.35

と再提案し、採決の結果、ブオッツィーダラゴーナ案が4,625票の圧倒的多数をえた。マッディ案は600票、棄権737票⁽³⁶⁾である。

1910年の大会でこれだけの論議がおこなわれたにもかかわらず中央抵抗金庫はいまだ機能しない。ブオッツィらはその原因として、もともと抵抗金庫がよく機能するためには少なくとも20,000人の組合員が必要であること⁽³⁷⁾、支部の多くが格差組合費を利用して平均報酬を実際よりも低く示して上納金を低く登録したこと⁽³⁸⁾、またフィレンツェの大会後、中央委員会が新しい上納金を発効させようと準備をしていたとき、カステル・マジョーレ、フィレンツェ、ミラノ研磨工・旋盤工などの重要な支部が離脱したこと⁽³⁹⁾、などをあげている。

したがってブオッツィは1912年の臨時大会では中央抵抗金庫の機能を一時延期するようにと苦汁にみちた提案をせざるをえなかった。彼は、抵抗金庫を規約の定めにしたがって機能させることは不可能で、ふたつの解決方法のいずれかを採用しなければならないとしている。ひとつは期限をかぎらず、通常の月額上納費より低くない特別組合費を課すこと、他のひとつは抵抗金庫に関連する規約の条項を将来の通常大会まで一時中止し、上納費を修正して、月額40チェンテージモの単一額にするか、35チェンテージモと45チェンテージモの2段階にわけるか、一部をストライキ金庫にむけ、その力に応じて補助することである。ブオッツィの考えでは、産業の状況からして特別組合費の適用は不可能であり、第2の解決、そしてとくにふたつのランクを採るのが適当である⁽⁴⁰⁾としている。

抵抗金庫を一時的に延期するというブオッツィの提案にたいして、さしあたり金庫を廃止しようという意見が多くでる。

「カスターニョ 一時的に抵抗金庫を清算すべきである。

フェッレーロ カスターニョの提案に賛成である。

コスタ 今日の状況の原因は中央委員会が列挙したのではない。抵抗金庫を設立する前に、リグリアでは、また他の地帯では、もっと低い組合費が払われていたことを考慮することが必要である。したがって、さいしょに支部の組合費を再引上する用意をすべきである。あまりにも早く外国の組合の真似をしようとしたのだ。原則としてはわれわれもみな賛成である。しかしわれわれの条件を考慮し、急がないことが必要である。⁽⁴¹⁾」

これにたいして抵抗金庫をなんとかつづけようという意見も少なくない。「マキエラルド 抵抗基金を別にして運営されるように組合費がきめられ、フィレンツェで確認された原則に手をつけないことを望む。

モンジラルディ FIOM がストライキ基金をもつのは不可欠である。

リーコ トリノ支部の提案に反対である。抵抗金庫を廃止することは組合員の勇気を殺ぐのだから重大な誤りである。

グアルニエーリ 抵抗金庫の実験は失敗したという意見に反論する。危機に苦しめられ、新しい組合費の適用が困難であるにもかかわらず、1年とちょっとの間に各支部は24,000リラ以上を抵抗金庫に払いこんだ。このさいしょの1年の活動で中央委員会がストライキと失業のために何か月もの組合費を支出することを余儀なくされなかったら、抵抗金庫はより大きなプラスになったはずである。……抵抗金庫はその機能の開始にあたってふたつの重要な闘いを支えねばならなかったが、危機が弱まる気配をみせないのだから、それにとどまらず、いっそう広範で、いっそう重大な他の行動にそうぐうすることが、いまから予想できるのである。それ故抵抗金庫を廃止するのに反対である。いまは一時的に上納費を軽減するのが適当である。しかしながら、実さい上、ストライキの期間には少なくとも特別な援助金を否定することができないのだから、ストライキ基金は維持されるべきである。⁽⁴²⁾」

抵抗金庫の問題はさきにものべたように組合費の問題ときりはなしがたくむすびついており、抵抗金庫を一時延期しようとのブオッツィの提案は、上納費を1910年の70, 55, 35チェンテージモから、40チェンテージモの単一額か、あるいは45, 35チェンテージモの2ランクのいずれかと、かなり低いところに

修正するよう提案している。

この提案にたいしてもさまざまな意見がでる。まず1910年の大会できめられた上納費をさげるべきでないとする見解と、これをひきさげざるをえないという見解にわかれ、上納費を変更するばあい、1910年の大会決定を生かしてふたつのランクにするか、それともこの決定をわずか2年で修正して単一上納費にするか、と見解がわかれ、単一上納費の額についても40、35、30チェンテージモと意見がわかれた。⁽⁴³⁾

1912年の臨時大会における中央抵抗金庫とFIOMへの上納費についての結論にうつろう。結論としての投票はグリッティらの決議と、ロッソの決議をめぐっておこなわれた。グリッティ、ポツァートらの決議は暫定的に中央抵抗金庫の廃止と上納費を単一の35チェンテージモに確認しようとし、これにたいしてロッソの決議は中央抵抗金庫の一時的延期と、単一上納費40チェンテージモを確認しようとする。ブオツィら指導部の意向は当然ロッソの決議にある。ふたつの決議の票決はおどろくほど僅差であって、グリッティらの決議3,700票にたいし、⁽⁴⁴⁾ ロッソの決議は3,850票をかくとく、⁽⁴⁵⁾ こうして中央抵抗金庫が一時延期され、単一上納費が復活した。

参戦一産業動員体制のもとではストライキが禁止されており、1916年の全国集会における指導部の報告では「真の抵抗金庫を最終的に設立することができるのがいつのことであるかは、いまのところ言うことができない。規則正しい機能のためには20,000人を下まわらない確実な組合員が必要であって、この数字に早く到達することを信じている。」⁽⁴⁶⁾

と言及されているだけであり、また大戦中の物価の上昇—賃金の上昇を反映して1918年の大会ではFIOMへの月額上納費は60チェンテージモとされて⁽⁴⁷⁾ いる。

〔FIOMの組織構造〕 1910年の第IV回大会から大戦末期の第VII回大会までにFIOMの組織構造は微調整をくわえられただけである。

支部の性格に基本的な変更がくわえられたのは07年の第III回大会においてである。つまり創立大会以来の「支部は職業グループごとに形成され、それが可能でないところでは混合支部が形成される」という性格が「…金属のさまざま⁽⁴⁸⁾

また分野に属する者をふくむ混合支部以外のものは、いかなる地方にも設立することができない。支部が事務所をおく地方の技術上・産業上の特殊な条件の故に中央委員会が必要とみなすところでは、職業別支部を設立することができ⁽⁴⁹⁾る」という性格に変形されたわけである。言葉をかえていえばクラフト別組織を単位にした組織から、産業別組織を基礎単位とする組織への変更である。本稿の〔I〕にもクラフト別組織がいくたびも顔をだしているように、職業別支部はなお継続しており、したがって「地方ごとの統一支部を建設し、さまざまな職業別レーガのあいだの対立をおわらせる」ことはいぜんとしてFIOMの課題であるが、その後支部の性格規定についての変更はない。

指導機関については、1910年の大会において中央委員会が廃止され、もっぱら指導委員会が指導の任にあたることとなる⁽⁵¹⁾。この時点でのFIOMの力量からして、指導委員会の上にもうひとつ拡大された委員会を設置しておいても実質的な機能をはたしえなかったためであろう。また州委員会が役割をややさげ⁽⁵²⁾て宣伝委員会に変更された⁽⁵³⁾。ブオッツィは大会で書記長に再確認されている。

1910年の大会で確認された組織構造に18年の大会がくわえた変更は地方レベルの機関についてである。1910年の大会で設置された州宣伝委員会が廃止され、その替りに県州の区別なしに特別の重要性をもつ産業グループごとに特別書記局をおくことになったのである。具体的にいうとピエモンテに適当な宣伝担当者をともなった州書記1名、ロンバルディアでは、ミラノ北部1名、ミラノ1名、ブレッチャ1名の書記、リグリアに書記1名、トスカーナ書記1名、中部イタリア書記1名、南部イタリア書記1名をおこうとするが、これらのメンバーはFIOMの委員会から給料を支払われ、日々の行動についてはFIOMの指導のもとに、関係各支部の指名した委員会によりコントロールされる。FIOMの運動にいっそう統一性をあたえるのがその目的であるが、明らかに指導部の権限が大きくなるものである。ただし重要な支部は、自分のところで書記を指名し、給料を支払うことはできることになっている⁽⁵⁴⁾。

〔ストライキおよび同援助金〕 1910年の大会では少なくとも1カ月前に指導委員会への通知が必要だと、ストライキの権利の制限をしたことが注目される⁽⁵⁵⁾。この制限は、FIOMの組織・財政の苦境、頻発する衝動的なストライキ、ストラ

イキそのものに絶対的価値を付与する革命的サンディカリストとの抗争のなかでうちだされたものであるが、この確認が効果的に機能しないことはこれまでの稿の記述から容易に判断できるだろう。おなじ趣旨の発言は1912年の臨時大会においてもいぜんとしてつづいている。

「リーコ 危機は本当に深刻である、それにもかかわらずFIOMの知らないストライキがたびたび発生している。ストライキを宣言し、そのあとでFIOMにつたえるという悪しき慣習がある。中央委員会はこの点についていっそう厳格であるべきで、譲歩すべきではない。

アロヴォニオ 闘争への参加をもっと縮小し、再組織化に最大の力をそそぐことが必要である。⁽⁵⁶⁾

1910年の大会ではストライキの制限にくわえてストライキ援助金の支給についてもいくつかの制限をもうけている。ストライキ援助金をいつから支給するのか、いくら支給するのか、ストライキが組合員、非組合員まじえておこなわれているばあいの援助金の支給といった諸点についてである。

ストライキへの援助金をいつから支給するかという問題についてダラゴーナは支給を3週めから始めると提案し、これにたいし、もっと早くから、たとえば初日から、あるいは8日めから支給せよという意見がだされた。採決の結果、15日めから開始することに賛成する者3,685票、反対1,710票、棄権487票で、ダラゴーナ提案が承認されている。⁽⁵⁷⁾

ストライキ援助金の額については、ラッセッティ、コロンビーノ、レペッティ、チプリアーニらが、第1カテゴリー9リラ、第2カテゴリー6リラ、第3カテゴリー3リラとすることを提案、ブオッツィもこれをうけいれ、ほぼ満場一致で承認している。⁽⁵⁸⁾

ストライキの実行者が組合員、非組合員いりまじっているばあいのとりあつかいについて、ダラゴーナは外国の重要な組合がおこなっているようにストライキ援助金をうける権利をもつ組合加盟者が少数しかいない地方での行動への同意を拒否する権限を指導委員会がもつべきだとし、ポッツァートとマッディーはこれに反対した。ブオッツィは「補助金をうける権利をもつ組合加盟者が、行動の関係労働者の50%に達しない場合、支部は行動に同意しないことができ

る」と提案、これが大多数により承認されている。⁽⁵⁹⁾

〔本部の所在地〕 労働者運動の先進地域であるミラノにおいては革命的サンディカリストの運動も活発であって、07年の第III回大会で本部をローマからミラノに移したことはFIOMを革命的サンディカリストとの抗争が沸騰するただなかにおくことになった。ロッシ、コッチャ両書記の離脱を確認してブオッツィらの新しい指導部を選出した1909年7月25日の集会でも本部をトリノに移転することが提案され、ブオッツィのふんとうによってひきつづきミラノに本部をおくことになったことはすでにのべたとおりであるが、1910年の第IV回大会においても本部をトリノに移す提案がなされる。トリノへの移転を提案する者のいずれも、産業の発展から判断すれば本部は当然ミラノにおくべきだが、諸潮流の抗争のはげしさから移転をやむをえないとしている。そしてミラノの各支部は大会決定をうけられるのかどうか、FIOMを指導していけるのかどうか⁽⁶⁰⁾が問われたが、これにたいする肯定的発言はきかれず、またブオッツィはいぜん移転を分裂主義的措置と反対したものの、投票の結果、トリノ2,937票、ミラノ1,545票、棄権1,440票でトリノへの移転がきまった。⁽⁶¹⁾

〔III〕

FIOMの政策の検討にうつろう。本稿が考察している時期には第1次大戦の勃発、参戦、産業動員体制への参加があり、このことはFIOMの賃金政策に影響をあたえ、産業動員体制への政策決定をせまり、また戦後の政策、とくに経営参加論についての判断をせまるものであった。

〔賃金〕 大戦がはじまるまでのFIOMの賃金政策としては、第1に大幅な賃金格差が存在しているので、さまざまな職種間で賃金を平準化させるという方向があり、また第2に賃金の最低限度（limiti minimi）を確保して、企業主⁽⁶²⁾にそれ以下の賃金を支払うことを不可能にさせるという方向があった。

第3に出来高労働については、従来までの諸稿においてこれを廃止するという原則的な立場と、原則的な方向は確認しつつも、廃止は困難であるので害をより小さくする方向を追求しようとする立場が相ぶつかりあっていることをのべてきた。07年の第III回大会では「出来高労働の形態を団体出来高労働におき

⁽⁶³⁾かえる」という方向を採用したが、10年の第IV回大会では「より有利で、多くの不都合を回避する形態はアメリカ型出来高形態⁽⁶⁴⁾である」という方向をとっている。(アメリカ型出来高労働にももとより数多くの制度があり、ここで評価しているのがいずれであるかは必ずしも明確でないが、1918年の大会での報告では、イタリアの出来高のもっとも一般的な形が個数出来高であるのにたいして、アメリカ型出来高は時間で計算させるとして具体例をあげているがここでは詳しくはふれない。)出来高賃金の基本的な性格については「いくつかの不都合をとりさったとしても、出来高は、より活動的で、より生産的な労働者に企業家があたえるプレミアムと考えるべきでなく、生活が上昇している現行の必要の故にも十分でない時間賃金にたいする確実な補助と考えるべきことを確認しておく必要がある⁽⁶⁵⁾」とされている。⁽⁶⁶⁾

第4に種々の理由で出来高で働いていない労働者については、条件が明白に劣っていることを考え、各職業ごとに各労働市場で確定される賃金補助または一定比率の額を要求している。⁽⁶⁷⁾

第1次大戦までのFIOMの賃金政策については以上の4点が指摘できようが、大戦中の諸価格の高騰にたいして賃金を調整する方式としてどのような考えかたがあり、また実際にはどのように調整されたのか？ 1918年の第VII回大会においてコロンビーノが報告するところによると、調整の方向には3つの考えがあったという。

1. 各職種ごとに最低賃金 (un minimo di paga per ogni categoria) を確定し、これに、自動的にスライドする生計費高騰手当をむすびつける。
2. 基本賃金と出来高のことは考慮せずに、必要にしたがってもっぱら生計費高騰手当をひきあげる。
3. 基本賃金 (paghe nominali) を引上げ、出来高を部分的に修正する。

第1の立場はとくに参戦主義的サンディカリストが、第2の立場は保守的で、労働組合の行動と組織の発展をおそれる企業家が支持したという。⁽⁶⁸⁾ FIOMの立場は第3とみてよい。

第1の立場、つまり各職種ごとに最低賃金を確定する方向を参戦主義的サンディカリストが支持しているのとべているように、FIOMはこの方向をとって

いない。ただし大戦までの時期には賃金の最低限度 (limiti minimi) の確立を政策としてとっていたのであるから FIOM の政策は転換したことになる。ブオッツィ、コロンビーノはこの点をつぎのように説明している。「わが組織は、革命的サンディカリストが最低賃金 (i minimi di salario) を最高限に蔑視していたときに、それを要求し、かくとくした。」⁽⁶⁹⁾したがって「最低賃金 (minimo di paga) の要求がわが組織の旧公準であることは真実である。しかし、もし時間の経過と一国の産業の発展により、賃金の後退が主たる問題である時期にわれわれの防衛に有効であった特定の形態が、前方への前進が主たる問題である今日、なんの役にもたたないことが明白なら、われわれは古い公準のまま時代遅れとなることはできないし、またそうすべきでもない。」⁽⁷⁰⁾だから「いくつかの支部から催促があったにもかかわらず、最低賃金のかくとくのための全般的な行動を始め、またはこれに参加する好機だとは考えなかった。最低賃金は、戦争中、生計費が日々が高騰している時には何の役にもたたないし、くりかえし見直されねばならないだろう。」⁽⁷¹⁾

ただし戦争が終って市場のはげしい変化がなくなったときには最低賃金かくとくの闘いはふたび意味をもつであろうことはみとめている。⁽⁷²⁾

大戦中の諸価格の高騰にたいする賃金の調整としてさまざまな種類の一時的措置がとられた。もっとも支配的なのは生計費高騰手当を支給するという方向であるが、「賃金の支給システムは多彩な形態によって際限なく多様になっている。同一の方法をとっている工場はふたつとないとあえて断言してよい。」⁽⁷³⁾

生計費高騰手当はスライドされているが、コロンビーノは積極的な評価をあえていない。その理由の第1は諸価格の上昇が公定価格を基礎として計算されるので、実際の上昇を把握するのが困難だということである。公定価格が以前の2倍に定められた商品を、その価格で手にいれることは至難のことだという。第2は、生計費の高騰が公定価格を定められた9つの商品の上昇だけを考慮して計算されるが、他の基本財の大幅な上昇が無視されてしまうこと。第3は、金属労働者のばあいまだ賃金 (salari), 料率 (tariffe), 出来高, 生産が変りやすく、生活の必要に対応した基礎収入 (base di guadagno) が定まっていない。たとえば今日10リラかせいでいる製鉄所の労働者が、原料の質が悪いため

に明日にはかせぎが5リラにおちることもあるという。今日、弾丸をつくっている旋盤工が他の作業にうつってかせぎがおちることもある。工場を変った労働者もしばしば収入が変る。したがって生計費高騰手当を自動的に増大させるという調整には、基礎となる前提がないというのである。⁽⁷⁴⁾

大戦中は生産も急激に拡大し、諸物価もいちじるしく高騰する。こうした状況のなかでのFIOMの賃金政策は、最低賃金のひきあげ、生計費高騰手当の増額ではなく、拡大した生産にみあって賃金総額(paghe basi)をひきあげること、それによって基本賃金(paghe nominali)をひきあげること、重点をおいていた。コロンビーノが指摘している賃金総額をひきあげるといふ方向の積極点はつぎのようにまとめてよかろう。

第1は出来高の稼得は労働者の賃金の補助的な部分としてのみ考えられるべきであり、主要な部分は固定賃金により構成されるべきである。しかし金属産業における基本賃金はなお低いものであって、特別の産業の中心をのぞいて平均はなお1時間45チェンテージモである。したがって、すでにめざましい額の生計費高騰手当をかくとくした支部は基本賃金の修正を継続して主張すべきである。だが第2に生産が増大するのに比例して賃金総額をひきあげることによって出来高利潤の割増をほぼ等しく維持することができる。賃金総額をひきあげることによって、最終的に、労働者の総日額稼得を効果的にひきあげることができ、出来高の理由のない引下げにたいするもっとも強力な防衛の武器となる。したがって基本賃金とならんで出来高の修正を継続して主張すべきである。⁽⁷⁵⁾

なお、「FIATにおける労使関係(3)」でのべたように出来高の切下げが頻発することへの対応に忙殺され、他方では生産の拡大にみあって賃金総額をひきあげて基本賃金の増額と出来高価格を維持しようとしている状況のなかでは、従来までのように出来高の基本的な是非を論議しているよううはない。1918年の大会においては、10年の大会で評価されたアメリカ型出来高もイタリアへの導入は困難であるとされている。

「いわゆるアメリカ式出来高はイタリアにはほとんどひろがっていない。そして誇張を恐れずにいえば、イタリアの産業の特性を考えると導入はきわめて難

しいと考える。」⁽⁷⁶⁾

出来高制度についての歴史的推移、部門間の相違などには言及があるものの、⁽⁷⁷⁾
出来高の評価そのものについては上のもの以上のものはない。

〔労働時間〕 労働時間については、従来から、原則的目標をとくに強調して
8時間労働をかかげるべきだとの立場と、実状を重視して10時間労働を目標と
すべきだとの立場が対立していたことをこれまでの稿でのべたが、1910年の大
会においてはこの問題はどのように認識されているのか？ コロンビーノの報
告はいぜん10時間労働の実現と超過労働の抑制が目標であるとのべている。

「なお10時間労働をかくとくするのに成功していないときに、8～9時間労働
について語るのが慎重であるかどうか……。多くの工場において通常の労働時
間にくわえて1日最小2時間から4時間におよぶ超過労働時間が存在してい
る。……われわれが労働時間を効果的に10時間に短縮する目標を達成したと
き、そのときには、それ以上の短縮、それに応じた補償について討議するこ
とができよう。今日のところわれわれの活動は……企業家にとっても害のある超
過労働の濫用にブレーキをかけることに限らざるをえない。」⁽⁷⁸⁾

大戦中の労働時間については、産業動員委員会をとおして10時間労働を確認
させた⁽⁷⁹⁾と報告されているが、この確認が有効な範囲はなおかぎられており、ま
た超過労働がいちじるしく延長されたことはすでにのべたとおりである。

〔国家の諸機関への参加〕 産業動員委員会への参加について1918年の大会で
ブオッツィは自信をもってつぎのようにのべている。

「すでに産業動員への準備ができていたので、われわれは戦争が長くつづく
と予想する者がわずかしかいないときに、他の組織が戦争賛成・反対にその行動
を限定していたときに、動員委員会へ参加した。／……われわれは産業動員が動
労者を擁護するわれわれの行動の形式を異なったものにする、しかしその
行動を1分たりとも中断しないことを、当初から意図しつづけていた。動員委
員会はそのさいしょの会合でわれわれの要求書⁽⁸⁰⁾を討議さざるをえなかった。わ
れわれはけっして戦争に加担したことはない。」

FIOMのこの考えかたが、CGLや社会党と若干のずれをうんだことはすでにの
べたところだが、⁽⁸¹⁾FIOMの内部ではさしたるフリクションをもたらしなかつた

とってよさそうである。1916年の全国集会で政府への協力問題についての不同意を表明したものはただ1人だったという。⁽⁸²⁾

ただし戦争の継続とともに動員体制への参加に批判的な見解が増大してくるのは当然である。この批判には、動員委員会にカトリック系労組や参戦主義の労組が招集されたときにFIOMの代表をひきあげるべきであった(G. グアルニエーリ、アステザーミ)という、いわば外在的な批判と、動員体制への参加にとどまらず国家のすべての諮問機関に参加すべきでない(モリオーニ)という内在的な批判がある。国家のすべての諮問機関からでることによって、指導階級が戦争のために、またプロレタリアの望みをおさえるためにおこなったことへの労働者の反対の感情を示すことができる、というのが後者の言いぶんである。⁽⁸⁴⁾

大戦末期には戦後の問題を審議する国家の諮問機関への参加がFIOMの検討課題であり、モリオーニらの批判はこれを否定的に判断するものである。ブオッツィは逆にこれらの機関への参加を積極的に肯定する。

「われわれは公権力のかくどくに賛成するように、国家の技術的・諮問的機関への参加に、なんらかの形で労働者の利益をささえ、擁護する可能性、われわれの任務の遂行に役立つ可能性がある他の機関への参加に賛成である。われわれは接触を恐れない。われわれは十分に武装しており、われわれの忠誠、われわれの自覚に不安をもたない。」「国家の諮問機関については研究しなければならない。だから労働者組織は労働者階級の利益において、それを捨てない義務をもっている。それ故中央委員会、ある人がそれを捨てるようにとした提案を拒否する。」⁽⁸⁵⁾

〔戦後についての方針—経営参加問題〕 戦後の方針についてFIOMははやくから①産業動員を戦後に継続することに反対、②強制仲裁に反対、③労働異動の禁止に反対をうたっていたが、この問題にならんで経営参加問題がFIOMにも投げかけられている。1918年の大会では利潤への参加、株式の社会化、労働者によるコントロールの3つの形についての報告がおこなわれている。

利潤への参加についてFIOMは積極的な評価をあたえていない。FIOMはまず利潤参加論が目標としているところを、①資本と労働の関係をもっと穏和な

ものにする。②労働者に企業の経済的結果にたいして関心をもたせ、個人の平均生産を増大させる。③工場の集団の所有のなかで勤労者が産業資本家に従属するような経済メカニズムを企図する。④ブルジョアジーに社会革命を指導する力を保証する、などだとし、この目標は達成されないだろうし、また労働者の立場からうけいれるべきでないロジックがふくまれていると批判する。労使関係を安定させるといふ目標が実現しないのは、利潤への参加が制度化されたところでそこからえられる利得は労働者を熱狂させるようなものではないからである。1回の闘争でえられる賃金の引上げと、参加が年末に保証できるものとどちらが多いかといえば、前者のほうが多いといえる。企業利潤への参加によってえられるものは、特定の産業が潜在的にもっている力に比例して労働者に支給されるより高い賃金の別形態にすぎない、というのである。労働者の立場からうけいれるべきでないという理由は利潤への参加が労働者を産業の運命にむすびつけることを前提としており、利得の一部をうけとるよう労働者に求めることはまた論理的にいて当然その時々損失の一部を支払うよう求めることになる。産業において利益をえるかまたは損失が生ずるかは管理者の聡明さ、能力、大胆さによるのである。労働者大衆は無能な管理者の誤りについて支払う必要がないのだから、論理的に、反対のばあい利得をえるべきでない、⁽⁸⁶⁾ということになる。

株式の社会化についても F.I.O.M. はこれをユートピア的であるとしている。株式の社会化を、労働者を株主にして工場の買いもどし、工場の所有権を労働者集団に平和的に移行させるというようにもっとも広い方式で理解したとしてもユートピア的だという。ブルジョア階級が自発的に自ら墓穴をはると想像することは子供じみている。このような方式を適用できるのは相続人をもたない若干の博愛的企業家だけで、大企業家は適用することができない、⁽⁸⁷⁾というのである。

このように F.I.O.M. は利潤への参加、株式の社会化を否定的に評価し、産業にたいする労働者のコントロールを積極的に評価している。

「労働者組織が検討し、うけいれ、支持することができるのは産業にたいする労働者のコントロールという形態だけである。／このことはイギリスにおいて

提案され、結論がだされている。…われわれはイタリアでも同様に要求すべきである。われわれの旧内部委員会を、恒常的で、仕事、報酬、規律、勤労階級の利益と直接間接関係する全問題の、全推移に干渉するコントロール機関に転化することによって工場の最大の民主化を目標とすべきである。」⁽⁸⁸⁾

〔社会立法〕 社会立法をめぐる FIOM 内部での論議と方針についてはこれまでの稿で明らかにしてきたところだが、本稿が考察しようとしている時期においても基本的な考えはもとより同一である。1910年の第IV回大会で強調されている方針のうち主な点をあげると、①調停委員会を商業、農業にも拡張する。②年少労働者の就業年令制限をひきあげ、年少者、婦人の最長労働時間をひきさげ、小企業にも法を適用する。③家内労働について調査をおこない、最低工賃を立法化する。④失業金庫への援助および求職中の組合員の鉄道割引に関する法案を上院が承認する。⑤労災保険を全労働者に拡張する。現行労災保険法を修正する、職業病を労働災害と同一にあつかう。⑥全般的な疾病強制保険、および職業別、産業別組合がおこなっている扶助にたいする補完援助をする、⑦7月16日に下院で承認された労働監督官にかんする法案は本年中に上院の承認を得べきこと、などである。⁽⁸⁹⁾ 1918年の大会では戦後の失業問題を考慮して失業保険金庫に関心をよせている。この時期までにピエモンテ、ロンバルディア、エミリアトスカーナで FIOM の支部に設立された金庫のうちの多くは労働者の分担金のみで形成され、他の金庫、ロンバルディアのほぼすべての金庫は企業家の分担金も形成要因となっている。一部は失業者にたいしてのみ、一部は疾病者にたいしてのみ、給付している。この時点で FIOM の方針は、いたるところで企業家の分担金を要求すること、全加盟者が FIOM 支部のあるどの地方へ赴こうともえた権利を保証できるよう FIOM の援護のもとですべての金庫を結集し、単一にすることである。⁽⁹⁰⁾⁽⁹¹⁾

〔注〕

- (1) B. Buozzi “Relazione Morale” al quarto congresso nazionale 1910, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, “La Fiom dalle origini al fascismo 1901—1924” p. 338, De Donato, 1978.

- (2) *Ibid.* p. 338,
- (3) B. Buozzi, “Relazione Morale” al convegno nazionale, 1916, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 419.
- (4) a cura di M. Antonioli e B. Bezza 前掲(1), p. 399.
- (5) ビオンビーノ, エルバの紛争の経過は, *Il Metallurgico*, agosto—settembre 1911. “L’atteggiamento della nostra Federazione di fronte alla lotta di Piombino e dell’ Elba !” および *Il Metallurgico*, 18 dicembre 1911. “Dopo gli scioperi di Piombino e dell’ Elba” よりまとめている。
- (6) *Il Metallurgico*, 18 dicembre 1911.
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*
- (11) *Il Metallurgico*, 29 febbraio 1912 “Il Contraddittorio Colombino—Zocchi”
- (12) *Il Metallurgico*, 18 dicembre 1911.
- (13) *Ibid.*
- (14) B. Buozzi. “Relazione sul funzionamento della Federazione” al Congresso Straordinario 1912, a cura di M. Antonioli. e B. Bezza 前掲(1), p. 403.
- (15) *Ibid.*, p. 405.
- (16) E. Colombino の Congresso Straordinario, 1912 における発言。「トリノの協定が無分別な運動によって台無しにされなかったなら, FIOM には何千という新しい組合員がやってきただろう。そして他の地方に組織をつくりだすための財政手段をもち, 短期間に FIOM に 30,000 人の組合員をもたらしたであろう。トリノの敗北は本当のところ, われわれのすべてのよい希望の崩壊であった。」 a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 405.
- (17) ミラノの仕上工・旋盤工支部の除名にいたる経過については, Congresso Straordinario, 1912 においてブオッツィがおこなった説明からまとめている。 a cura di M. Antonioli E B. Bezza 前掲(1), pp. 410~412.
- (18) *Ibid.*, p. 410.
- (19) *Ibid.*, p. 411.
- (20) *Ibid.*, p. 401.
- (21) *Ibid.*, p. 401.
- (22) *Ibid.*, p. 399.

- (23) *Ibid.*, p. 399.
- (24) B. Buozzi. “Relazione Morale” al Convegno Nazionale, 1916, *Ibid.*, pp. 417~418.
- (25) *Ibid.*, p. 419.
- (26) 河野穰「FIAT における労使関係について(6)」中央学院大学論叢第 17 巻第 2 号, p. 199.
- (27) a cura di M. Antonioli e B. bezza 前掲(1), p. 348.
- (28) *Ibid.*, p. 352.
- (29) バッレリーニの決議
 「金属労働者の第 4 回大会は、抵抗金庫を集中する提案を支持する論拠をきき、いろいろな代表者の発言が示すように、必要な宣伝がおこなわれていないため、この考えは組合員の理解をえていないとみなし、集中化は現在のところ FIOM に損害をあたえる可能性があると判断し、
1. FIOM への上納費を月額 25 チェンテージモから 30 チェンテージモにする。
 2. つぎの大会で抵抗金庫の集中を最終的に採用しうるように、組合員のあいだでこの考えを宣伝することを FIOM と各支部に課す
 3. FIOM に加盟する各支部の週の組合費を最低 25 チェンテージモとする。と決定する。」 a cura di M. Antonioli e B. Bezza. 前掲(1), pp. 352~353.
- (30) *Ibid.*, p. 353.
- (31) B. Buozzi. “Relazione sulle modifiche allo statuto ed aumento della quota per la formazione della cassa federale di resistenza” al quarto congresso nazionale, 1910 *Ibid.*, pp. 357~358.
- (32) a cura di M. Antonioli e B. Bezza 前掲(1), p. 360.
- (33) *Ibid.*, p. 360.
- (34) *Ibid.*, p. 360.
- (35) *Ibid.*, pp. 360~361, ブオッツィの提案するところでは、上納金の使途は下のとおりである。

	第 1 カテゴリー	第 2 カテゴリー	第 3 カテゴリー
	リラ	リラ	リラ
ストライキ金庫	0.40	0.25	0.10
旅する組合員のための金庫	0.05	0.05	—
新聞	0.03	0.03	0.03
IMF および CGL への加盟費	0.02	0.02	0.02

FIOMの活動	0.20	0.20	0.20
計	0.70	0.55	0.35

a cura di M. Antonioli e B. Bezza 前掲(1), p. 361.

- (36) *Ibid.*, p. 361.
- (37) B. Buozzi. “Relazione sul ful funzionamento della Federazione” al congresso straordinario 1912, a cura di M. Antonioli e B. Bezza 前掲(1), p. 404.
- (38) M. Antonioli, *Ibid.*, p. 399.
- (39) B. Buozzi, 前掲(37), *Ibid.*, p. 403.
- (40) B. Buozzi, 前掲(37), *Ibid.*, p. 404.
- (41) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), pp. 405~406.
- (42) *Ibid.*, pp. 405~407.
- (43) 「モンジラルディ フィレンツェで決められた上納費が維持されるべきである。もし別にするのが適当ならば、単一カテゴリーよりもふたつのカテゴリーを選ぶ。
 スプレアヒコ 上納費をさげることに反対である。したがってふたつのカテゴリーを選ぶ。
 ポルタ 2段階にすると支部は低いほうに登録するので40チェンテージモに賛成である。
 グアルニエーリ 単一のカテゴリーが定められるのがよい。全員について上納費を月40チェンテージモに定め、うち30をFIOMの活動に、10を抵抗金庫にむけることをみとめるべきである。このようにしてFIOMの将来を害せず、次の大会でフィレンツェ大会の諸決定を再度有効にすることができると確信する。
 カスターニヨ 一時的に抵抗金庫を清算すべきであり、FIOMにはその機能に必要なものだけを払うべきである。各支部は現行の組合費を維持すべきである。FIOMにはトリノ支部の提案にしたがって一月額35チェンテージモの単一上納費が支払われるべきである。
 コスタ 上納費を単一の30チェンテージモにきめ、抵抗上納費を各支部のものとするのを、中央委員会は検討すべきである。」 a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), pp. 404~407.
- (44) グリッティ, ポツァートらの決議

「アレッサンドリアにおける金属労働者の臨時大会は、ブオツィの報告を検討、論議し、FIOMが提案した必要性和目的へのアピールにすぎなく答えたイタリア金属・製鉄労働者の圧倒的多数の未成熟の故に、単一抵抗金庫をりっぱに機能

させることが絶対的に不可能なことを明らかにし、

暫定的にFIOMの規約第31条および第44条を廃止すること、FIOMへの上納費を月額35チェンテージモに定め、これを運営、宣伝機能のため、旅する組合員およびFIOM規約第19条が詳述している任務を展開することのみにつかうことをきめ、ちかい将来新しく・かつ・強固な単一抵抗金庫をしっかりと機能させることを期待する。グリッティ、ポッツアート等」

ロッソの決議

「アレッサンドリアにおける臨時大会は抵抗金庫についてのブオッツィの報告をきき、より大きな金属労働者の組織を確保する目的でFIOMの規約第31条および44条の適用をつぎの全国大会まで延期することを決定し、この期間、月額単一上納費40チェンテージモを適用し、うち10チェンテージモを抵抗金庫に、30チェンテージモをFIOMの運営にまわすべきことを承認し、中央委員会が各支部に臨時組合費、カンパによって予防的行動を支えるよう義務づけることを承認する。ロッソ」 a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), pp. 407~408.

- (45) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 409.

ただしブオッツィらの意向に反する投票をした者も必ずしも本人の考えではなく、支部決定に拘束されているケースが多い。たとえば、カスターニョは、投票後、「トリノ支部の決定を尊重してグリッティの決議に投票したが、大会の決定をうけいれる」と発言している。 *Ibid.*, p. 409.

- (46) B. Buozi, “Relazione Morale” al Convegno nazionale 1916, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 420.

- (47) “Le relazioni del segretariato federale sul Ordinamento fedevale e sezionale” al VII Congresso nazionale, 1918, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 541.

- (48) 創立大会については、河野稔「創立大会におけるFIOM」、高木幸道編「経済経営論集」所収, pp. 32~33, 梓出版, 1983.

第2回大会については河野 稔「FIATにおける労使関係について(5)」中央学院大学論叢第17巻第1号。

- (49) 河野稔「FIATにおける労使関係について(6)」中央学院大学論叢第17巻第2号。

- (50) M. Antonioli, 前掲(1), p. 335.

- (51) B. Buozi, “relazione sulle modifiche allo statuto ed aumento della quota per la formazione della cassa federale di resistenza” al Quarto Congresso Nazionale, 1910, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 355.

- (52) *Ibid.*, p. 356.

- (53) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, p. 369.
- (54) “le relazioni del Segretariato federale su ordinamento federale e sezionale” al VII Congresso Nazionale, 1918, *Ibid.* pp. 540~541.
- (55) M. Antonioli, “Dalla lega di mestiere alla federazione d’industria”, a cura di M. Antonioli e B. Bezza 前掲(1), p. 66.
- (56) a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 406.
- (57) *Ibid.*, pp. 361~362.
- (58) *Ibid.*, p. 361.
- (59) *Ibid.*, p. 363.
- (60) 「コロンビーノ FIOM の本部は本来なら当然ミラノである。しかし真剣になることが必要である。FIOM の過去と、大会におけるミラノの各支部の態度はミラノを信頼させない。いずれにせよ、ミラノの各支部はひきつづき FIOM を指導していけると考えているのかどうかをはっきりさせるべきだ。
 ダラゴーナ ミラノの各支部が大会の決定をうけいれると表明するなら、FIOM はミラノにとどまることができる。この表明がなされないなら、本部をトリノにうつすという提案をうけいれるべきである。」
 a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), pp. 368~369.
- (61) a cura di M. Antonioli e B. Bezza 前掲(1), p. 369. M. Antonioli はこの決定は「ミラノの各レーガの誠意にたいする不信としてひびき、分裂の時期を促進した。ノリグリア、トスカーナの製鉄、造船につづいて、長期にわたってミラノを失なうことを意味した」(p. 336) としているが、FIOM にやや苛酷な評価であろう。
- (62) E. Colombino, “ordine del giorno” al Quarto congresso nazionale 1910, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 389.
- (63) 河野稔「FIAT における労使関係について(6)」中央学院大学論叢第 17 巻第 2 号。
- (64) E. Colombino 前掲(6), p. 389.
- (65) 1918 年の大会における報告で、コロンビーノはアメリカ式出来高を要旨つぎのように説明している。

アメリカ式出来高は通常、個数でなく時間で計算される。それぞれの工場である特定の仕事を遂行するのに必要な時間をきめるのは十分容易である。会社はある労働者にある仕事を提供し、賃金は時間あたり 0.50 リラ、100 労働時間をもってこの仕事に支払うことにする。

この 100 時間にたいして労働者が節約した時間は、実際に使用された時間への割増として付加される。たとえば 60 時間でこの仕事をしあげたとすると、

0.50 リラで 100 時間 50 リラ

使用された時間 60 時間 $30 \text{ リラ} + 40\% = 30 \text{ リラ} + 12 \text{ リラ} = 42 \text{ リラ}$

労働者は 60 時間で 12 リラの出来高を稼得する。しかし企業家は上の仕事に 50 リラを払う替りに 42 リラを払うのだから 8 リラをえる。労働者は 40 時間を節約し、その時間賃金を 40% 増大させたことになる。

労働者がおなじ仕事をするのに 90 時間かかったとすると

使用された時間 90 時間 $45 \text{ リラ} + 10\% = 45 \text{ リラ} + 4.50 \text{ リラ} = 49.50 \text{ リラ}$

労働者は 90 時間で 4.50 リラの割増をえ、企業家は 0.50 リラだけをもうける。

E. Colombino, "relazione sui salari e produzione durante e dopo la guerra" al VII Congresso nazionale 1918, a cura di M. Antonioli e B. Bezza 前掲(1), pp. 478~479.

(66) relazione di E. Colombino al quarto congresso nazionale 1910, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 387.

(67) E. Colombino, 前掲(62), p. 389.

(68) E. Colombino, 前掲(65), p. 483.

(69) B. Buozzi, "relazione morale" al VII congresso nazionale 1918, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 444.

(70) E. Colombino, 前掲(65), p. 484.

(71) B. Buozzi 前掲(69), pp. 443~444.

(72) *Ibid.*, p. 444.

(73) E. Colombino, 前掲(65), p. 477.

(74) *Ibid.*, pp. 485~486.

(75) *Ibid.*, pp. 487~488, 502.

(76) *Ibid.*, p. 480.

(77) コロンビーノの報告は、イタリアにおける出来高制度の歴史的経過、および金属産業の部門間の賃金制度の相違をつぎのように説明している。出来高制度の歴史的経過については、第 1 の時期は労働者が時間賃金だけで報酬を支払われていた。第 2 の時期には出来高労働がちらりと顔をだしはじめる。ただし、ここにふりむけられる額は、基本賃金にふりむけられる額の 1/3 以下に限定されていた。今日は第 3 の時期にあたるが、出来高にむけられる額は高額にのぼり、基本賃金にむけられる額をほぼつねに上まわっている。この状態がすすむと第 4 の時期が到来する。つまり、出来高にむけられる額がますます大きくなり、逆に基本賃金の評価がますます小さくなり、作業料率 (tariffe di lavorazione) という形態に到達する。

コロンビーノの報告はまたイタリアの金属機械産業における賃金制度をふた

つに大別している。ひとつは各種機械産業、鋳物部門、他は鉱山、圧延・鉄鋼部門である。前者の賃金は主として基本賃金と出来高を基礎とし、後者の賃金は固定料率を基礎としている。

機械産業においては基本賃金は出来高の契約のための基礎であり、逆にいえば、出来高料率は基本賃金を基礎に規制されている。これにたいして製鉄業の分野では基本賃金は作業の停止日、停職日または補助的作業のための、補完物にすぎない。製鉄産業においてもさまざまな形の料率がある。各製鉄所は、その技術体系にもとづいて、従業員に支払う特別の報酬システムをもっており、労働者の技術能力のいどにしたがって生産物トンあたり、さまざまな尺度で労働者に報酬を支払うシステムが共通して用いられている。たとえば炉の熟練労働者には10チェンテージも、ガスの徒弟には2チェンテージもが支払われる。

E. Colombino., 前掲(65), pp. 477, 481.

(78) relazione di E. Colombino al Quarto Congresso Nazionale 1910, a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), pp. 385~386.

(79) B. Buoizzi, "relazione morale" al VII Congresso Nazionale 1918, 前掲(1), p. 448.

(80) *Ibid.*, p. 447.

(81) 河野穰「FIATにおける労使関係について(3)」中央学院大学論叢第16巻第2号、またUSIからの非難も当然ある。「協働主義者」というUSIの非難にたいしてFIOMはつぎのように答えている。「われわれの協働主義は戦争状態によってわれわれに課されたのであって、われわれが自由に選択したのではない動員委員会への参加に限定されている。動員委員会の前で要求書を論議し、労働者を擁護するのが協働主義であるなら、協定に署名し、企業家と論議するのをもまた協働主義である。」

a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 434.

(82) M. Antonioli, 前掲(1), p. 416.

(83) a cura di m. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), pp. 466, 468.

(84) *Ibid.*, p. 465.

(85) B. Buoizzi, 前掲(79), p. 455. および "la replica del relatore", p. 473.

(86) E. Colombino. 掲(65), pp. 493, 497.

なお利潤への参加については、トリノ工業家レーガも反対しており、コロンビーノはこれを引用している。工業家レーガの論拠の第1は、労働者が企業利潤を共有することは株式会社に、したがって大企業にだけ関連していると指摘する。この制度を他の企業にも拡大しようとしても、各種の、また多くの困難があって適用

は不可能であり、大企業の労働者だけがこの利益を享受し、他の企業で働いている労働者は享受することができない。

第2に指摘しているのは平時における企業の利潤は偶然的なものであって、大きかったり、小さかったり、またゼロにもなりうるということである。年度の終りに存在しているかもしれないし、存在していないかもしれない利潤に参加させるという幻覚は、労使間に存在している困難と不信を解決するものではない。

第3には多くの工場の戦時予算にもとづく計算によると、各労働者に割あてられる利得はどんなにばあいでも年に100リラをこえないだろうという。これはすばらしい経済的改善であるのか？ われわれは経験で、通常の時期に労働者は3カ月をこえるストライキを続行し、「確実な」賃金を平均して450リラ失なったことを知っている。それよりもはるかに小さい利益を失なうことの恐れが、経済的行動を避ける十分な動機となるだろうか？

第4に企業の利潤に参加する労働者の権利がひとたびみとめられると、論理的な帰結として、この利潤の生産に影響をおよぼし、その存在をコントロールする労働者の権利が問題になるということである。利得の一部が労働者に属するなら、その利得が実際にどのていどになるのかだけでなく、企業の経営方法について権限を行使することに関心をもつのを否定することはできない。こうして取締役会と監査役会における労働者代表をみとめることになる。

第5に一定の時点で株主と労働者のあいだの不一致があらわれざるをえない。前者は企業の利潤評価にあたって後者とは異なった基準をもっている。前者は産業上の問題において、労働者代表とはまったく異なる基準をもちこむ代表をえらぶことができ、いまや利潤の共有は合意の源泉でなく、資本と労働のあいだのより大きな不一致の火種である。 *Ibid.*, pp. 497~499.

(87) B. Bruzzi, 前掲(79), p. 463.

なおコロンビーノは、株式の社会化というキャンペーンはフランスからはいつてきているとしている。フランスでは1917年4月26日の法律が労働者参加株式会社を誕生させ、そこには「資本の株式」とならんで「労働の株式」が存在しているという。またイタリアでも1918年4月25日、法案が下院へ提出されたとしている。 E. Colombino 前掲(65), pp. 493~494.

(88) E. Colombino, 前掲(65), pp.500~501.

(89) a cara di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲(1), p. 367.

(90) B. Buozi, 前掲(79), p. 445.

(91) 1918年の第VII回大会で論議されたその他の3点について若干の言及をしてお

く。

第1. テイラー・システムについての FIOM の評価はつぎのとおりである。

「労働者により小さい肉体的負担と、より大きい経済的利益をとともなう最大の生産を確保する」という「目標に到達するには、労働者に最大の賃金と最短の労働時間をあたえる秀れた・合理的な作業体系化で十分であって、いわゆる『労働の科学的』制度の工場への導入はこの目的に有効だとは考えない」(1918年第七回大会での決議, a cura di M. Antonioli e B. Bezz, 前掲(1), p. 502.

第2. 1918年第七回大会の記録によると、発言中に労働組合の統一ということがしばしばあらわれる。労働組合の全国指導者はこうした発言をうけいれることを否定する。ダラゴーナの「労働組合の統一については明確に、あいまいさなしにしゃべるのがよい。カトリック系組織がある。この組織とは理解しあうことは不可能だと、私はすぐに言う。…USI がどれだけの組合員を数えるのかは知っている者がいない。USI は予算を公表したことがない。この対立関係にある組織がどんな力をもっているか知らないうちは、労働組合の統一を実現する可能性をもってその問題を交渉することはできない。……UIL が若干の影響をもっているのは、当局があらゆる方法でUIL を評価しようとしているからである。UIL と、もっと正確にUIL の指導者と理解しあうことはできない。われわれをわけている不一致はあまりに重大である」という発言は、ブオッツィらの考えとも一致する。(a cura di M. Antonioli E B. Bezza, 前掲(1), p. 471.)

第3. 戦争が長びくにつれて左派の勢力が増大するのはいたるところでみられることでもある。改良派が圧倒的に指導権を確立している FIOM においても、1918年の大会においては「左へすすむ」という発言がいくつもみられる。

「カラッソ 経済的運動は政治的運動とおなじく社会主義的であるし、そうでなければならぬ。われわれは大衆の必要にこたえるために、たえず左へすすまねばならぬ。

ナゼル FIOM に革命的な方向が刻印されることをのぞむ。

レボッシ 労働組合組織と政党は左へすすむことが必要だという唯一の精神をもつことを確認した。……いまや、プロレタリアのかくとかく物のようではあるが、しかしブルジョアジーの「賄賂」に他ならない改良なる約束をあまり考慮する必要はない。……経済ストは費される努力が償われなければ避けるべきである。政治ストだけは敗北におおろうとも意味をもつことができる。国の諮問機関に反対する CGL の動きに満足している。このことは各組織が真に左へすすんでいることを意味する。」

こうした発言にたいして、ブオッツィは「左への前進」を否定する。

「さらに左へ？ しかしイタリアにはわれわれのさらに左に労働組合組織が存在しているか？ 私はそれを否定する。」(a cura di M. Antonioli e B. Bezza, 前掲 (1), pp. 465, 469, 470, 473.)